

株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とすることに伴う  
業務規程等の一部改正について

平成17年8月5日  
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

株式分割に係る現行実務においては、株主の確定や株券の準備等に時間を要することから、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要している。このため、新株券が交付されるまでの間、投資者は新株券を売却できず、流通市場において需給の不均衡が生じて株価の大きな変動を招く事例が見受けられる。

そこで、株式分割実施時の株券の円滑な流通と公正な価格形成の確保の観点から、株式分割に係る基準日の翌日を株式分割の効力発生日とするよう上場会社に義務付けるなど、業務規程等の一部改正を行う。

2. 改正概要

(1) 株式分割の効力発生日

上場会社が株式分割を行う場合は、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日として定めるものとする。

(2) 停止条件付株式分割の基準日

授権株式数の増加に係る定款変更が株主総会で決議されることを条件として株式分割を行う場合は、当該決議を行う日から起算して5日目（休業日は除外する）の日以後に当該株式分割に係る基準日を設定するものとする。

(3) 株式分割により発行される新株券の発行日取引の廃止

株式分割により発行される新株券の発行日取引を廃止する。

(備 考)

・適時開示規則第20条の2第1項

・適時開示規則第20条の2第2項

・業務規程第9条第6項等

3. 施行日

平成17年8月8日から施行する。ただし、平成18年1月3日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式の分割により発行される新株券については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

以 上